

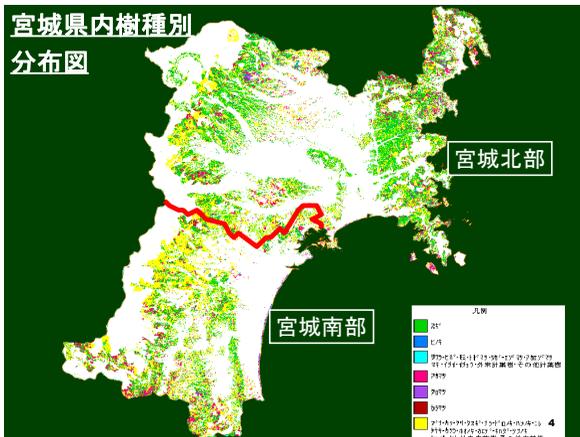


2 森林計画の樹立時期について

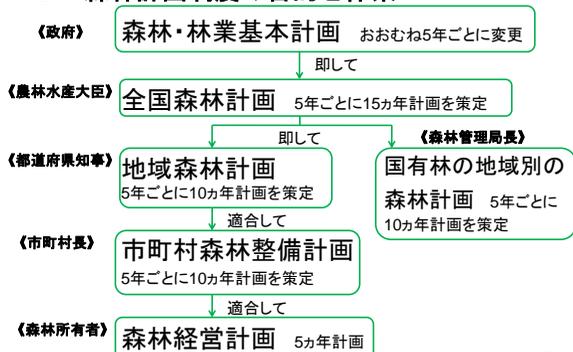
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
森林・林業基本計画				変更					変更		
全国森林計画	樹立			変更		樹立			変更		樹立
地域森林計画											
宮城北部森林計画区	樹立	(変更)	(変更)	変更	(変更)	樹立	(変更)	変更	(変更)	(変更)	樹立
宮城南部森林計画区	(変更)	(変更)	樹立	変更	(変更)	(変更)	(変更)	樹立	(変更)	(変更)	(変更)

3 宮城県の森林資源の現況

- ◆ 県土面積 728千ha(宮城県統計年鑑)
- ◆ 森林面積 408千ha(林業振興課資料)
 - 内訳 [国有林:125千ha]
 - [民有林:283千ha]
- ◆ 森林率 57%(全国平均 67%)
- ◆ 地域森林計画対象民有林 282千ha(R3.3月現在)
- ◆ 人工林面積 150千ha(")
- ◆ 人工林率 53% (")



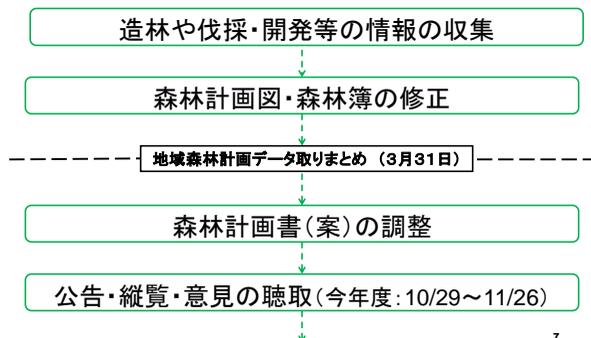
5 森林計画制度の目的と体系



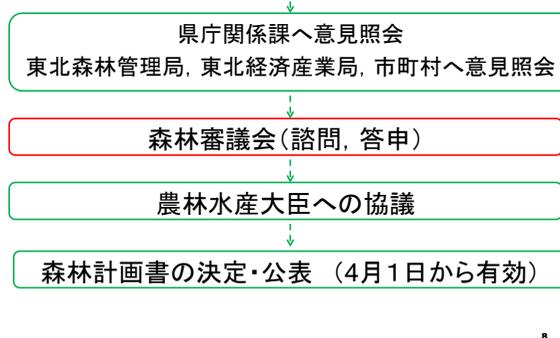
6 森林計画制度の目的と体系

森林・林業基本計画	森林・林業基本法に基づき政府がたてる計画で、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更されるもの 森林が持つ多面的機能の発揮及び林業の持続的で健全な発展に向け、森林・林業の向かすべき方針や講ずべき施策を明らかにします。
全国森林計画	農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期としてたてる計画 都道府県知事がたてる「地域森林計画」等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造材面積等の計画量、施策の基準等を示すもの。
地域森林計画	都道府県知事が、全国森林計画に則して、民有林の森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画 都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにし、市町村森林整備計画の指針となるもの。
市町村森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村長が、地域森林計画に則して、5年ごとに10年を一期としてたてる計画 地域の实情に即し、森林施策の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想(マスタープラン)となるもの。
森林経営計画	森林所有者又は、森林所有者から経営委託を受けた者が、市町村森林整備計画に則して、自発的に5年毎の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける合理的かつ計画的な森林経営の計画による森林の健全な発展と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする。

7 地域森林計画樹立・変更の手続き



8 地域森林計画樹立・変更の手続き



9 地域森林計画の変更事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
 - 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 第3 森林の整備に関する事項
 - 第4 森林の保全に関する事項
 - 第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
 - 第6 計画量等
 - 第7 その他必要な事項
- ※赤字は今年度変更箇所(宮城南部・北部共通)

(留意事項)

令和3年3月31日時点の森林現況をベースとしている

9

10 全国森林計画の変更について

- 1 全国森林計画は森林・林業基本計画に即して、農林水産大臣が15年を1期としてたてる計画。今年6月に森林・林業基本計画が策定されたことから全国森林計画が変更となった。

○森林・林業基本計画を踏まえた記述文の追加

- ・林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保
- ・木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進
- ・走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等を踏まえた林道整備

- 2 森林・林業基本計画に即した伐採立木材積・造林面積等の各計画量の見直し

※現行計画 平成31年4月1日～令和16年3月31日

10

1.1 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹に関する事項

(南: p2 北: p3)

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた方法とする。

※ 主伐の標準的な方法については、市町村森林整備計画において設定される

11

1.2 第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項 (南: p3 北: p4)

(1) 人工造林に関する指針

イ 苗木の選定: 成長に優れた苗木や花粉症対策に資する苗木の導入確保を図るためその増加に努める。
ロ 低密度植栽による低コスト化に努める。

(2) 天然更新に関する指針

○ 前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況からみて適切な更新が図られる森林において行う。

12

1 3 第3 森林の整備に関する事項
2 造林に関する事項 (南:p3 北:p4)

(3) 植栽によらなければ
 適確な更新が困難な森林に関する指針

○「天然更新完了基準書作成の手引きについて」
 (H24林野庁通知)に示す設定例を基本に基準を定める。

天然更新完了基準書作成の手引き
 (解説編)



平成24年3月
 林野庁計画課



1 4 第3 森林の整備に関する事項 (南:p5 北:p6)
3 間伐及び保育に関する事項

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

○下刈りについて、作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する旨を追加。



1 5 第3 森林の整備に関する事項
4 公益的機能別施業森林等の整備森林に関する事項 (南:p6 北:p7)

(2) 木材生産機能維持増進森林に関する指針

イ 区域設定の基準:
 林道からの距離や傾斜,地位級,人工林率等を基準に,
 この区域の中から
特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

ロ 施業に関する指針:
 特に効率的な施業が可能な森林における
 人工林の伐採後は、**原則、植栽による更新**を行う。

1 6 第3 森林の整備に関する事項
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (南:p7 北:p8)

(1) 林道等(林業専用道を含む。以下同じ。)の
 開設及び改良に関する基本的な考え方

自然条件や社会条件がよく、将来に渡り育成単層林として
 維持する森林などを主体に整備させるなど、
**効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を
 踏まえて推進することとする。**

(南:p7 北:p8)
 (2) 路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○路網密度:
 傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた**目指すべき
 路網整備の水準**を踏まえつつ、林道(林業専用道を含む)
 及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

路網密度の水準	区分	作業システム	路網密度(ma/ha)	基幹路網
緩傾斜地(0°~15°)	常緑系作業システム	110以上	25以上	100以上→110以上
		85以上	25以上	75以上→85以上
中傾斜地(15°~30°)	常緑系作業システム	25以上	25以上	50以上→60以上
		60(50)以上	15以上	15以上→20以上
急傾斜地(30°~35°)	常緑系作業システム	20(15)以上	15以上	
		5以上	5以上	
急峻地(35°~)	常緑系作業システム	5以上	5以上	

※「常緑系作業システム」とは、林内に架設したワイヤロープに取り付けた機器等を移動させて
 高効率で下刈り集積するシステム。クワースター等を使用する。
 ※「常緑系作業システム」とは、林内にワイヤロープを架設せず、常緑系の林業機械により林内
 の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を使用する。
 ※「急傾斜地」ののききは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成後層林へ誘導する森林にお
 ける路網密度である。

急傾斜地の育成後層林誘導
 路網密度(〇)書きで追加に

1 8 第3 森林の整備に関する事項 (南:p7 北:p8)
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(5) 林産物の搬出方法

ア 搬出方法:
「主伐時における伐採・搬出指針」(林野庁長官通知)
 を踏まえた方法とする。
 イ 搬出方法を特定する森林の所在:
 制限林以外で、搬出方法を特定しなければ土砂の流出
 又は崩壊を引き起こすおそれがあり、
森林の更新に支障を生ずると認められる森林
 →本計画区においては該当なし

19 第3 森林の整備に関する事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，
森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業事業体の体質強化:

ICTを活用した生産管理手法の導入や
事業量の安定的確保、生産性の向上など
事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を
一体的かつ総合的に推進する。

ロ 林業就業者の養成・確保:

林業就業者の通年雇用化や社会保険の加入促進、
技能等の客観的評価の促進等を図る。

19

20 第4 森林の保全に関する事項(南:p10 北:p11)

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に関して留意すべき事項

○太陽光発電施設の設置:

太陽光パネルによる地表面の被覆により
雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が
大きいこと等の特殊性を踏まえ、
開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、
地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

20

21 第4 森林の保全に関する事項

2 保安施設に関する事項 (南:p10 北:p11)

(3) 治山事業の実施に関する方針

○流域治水の取組と連携した

浸透・保水機能の維持・向上や
流域災害リスクを軽減させる**流水捕捉式治山ダム**の設置、
渓流域での**危険木の伐採**などに取り組むこととする。



21

宮城南部
地域森林計画の変更

22

23 計画の対象とする森林の区域 (p1) 林地の異動状況(p24,25)

<計画対象民有林面積>

107,464.08 ha(前年度から70.07haの減)

増加	61.48ha	新規・国有林から
減少	84.47ha	住宅工場等(太陽光発電等)、農用地等
精度向上	47.08ha減	
差し引き	70.07ha減	

23

24 計画量等 (p11~)

伐採立木材積(p11) (R3から10年間の計画量)

	主伐(千m3)	間伐(千m3)	間伐面積(ha)
変更前	1,590	1,058	17,400
変更後	1,549	981	16,000

更新面積(p11)

	人工造林	天然更新	計
変更前	5,069	2,284	7,353
変更後	5,061	1,904	6,965

林道の拡張(p12~13)

	路線数	総延長(km)	備考
変更前	50	90.1	直理町
変更後	49	88.5	「一ノ坂線」の減

24

25 計画量等 (p14～)

(R3から10年間の計画量)

保安林の解除面積 (p14)

	面積	うち前半5年分	備考
変更前	0.90	0.90	解除計画実行に伴う計画数減
変更後	0.65	0.65	

実施すべき治山事業の数量 (p14)

(地区)

	地区数	うち前半5年分	備考
変更前	142	55	事業計画を見直した。
変更後	152	74	

25

26 参考資料

6 その他

(3) 持続的伐採可能量 (p26)

単位 材積：千m³

主伐(皆伐) 上限量の目安 (千m ³)
425

単位 再造林率：%，材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	425		542
90	382		499
80	340		457
70	297		414
60	255		372
50	212	117	329
40	170		287
30	127		244
20	85		202
10	42		159

26

宮城北部 地域森林計画の変更

27

28 計画の対象とする森林の区域 (p1～2) 林地の異動状況(p33,34)

<計画対象民有林面積>

175, 320. 76 ha (前年度から202. 04haの減)

増加	0. 00ha	増加なし
減少	217. 11ha	住宅・工場等(太陽光発電等), 道路, 農用地等
精度向上	15. 07ha増	
差し引き	202. 04ha減	

28

29 計画量等 (p12～)

(R1から10年間の計画量)

伐採立木材積 (p12)

	主伐(千m ³)	間伐(千m ³)	間伐面積(ha)
変更前	3.627	2.552	40.800
変更後	3.781	2.028	32.200

更新面積 (p12)

(ha)

	人工造林	天然更新	計
変更前	9.419	4.783	14.202
変更後	10.196	2.927	13.123

29

30 計画量等 (p13～)

(R1から10年間の計画量)

林道の開設 (p13～14)

	路線数	総延長(km)	備考
変更前	48	102.5	女川町
変更後	49	119.5	「安野平指ヶ浜線」の増

林道の拡張 (p15～17)

	路線数	箇所数	備考
変更前	82	112	女川町
変更後	83	122	「女川京ヶ森線」の増

30

3 1 計画量等 (p18～)

保安林の管理面積 (p18) (R1から10年間の計画量)

	面積	うち前半5年分	備 考
変更前	47,899	47,179	解除面積の増加
変更後	47,898	47,178	

保安林の解除面積 (p18)

	面積	うち前半5年分	備 考
変更前	47.52	47.52	解除計画実行に伴う計画数減
変更後	46.17	46.17	

実施すべき治山事業の数量 (p20～21)

	地区数	うち前半5年分	備 考
変更前	300	155	事業計画を見直しました。
変更後	360	174	

31

3 2 参考資料 (p22～)

6 その他

(3) 持続的伐採可能量 (p35)

単位 材積：千 m^3

主伐(皆伐)上限量の目安 (千 m^3)
1,059

単位 再造林率：%，材積：千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	1,059	249	1,308
90	954		1,203
80	848		1,097
70	742		991
60	636		885
50	530		779
40	424		673
30	318		567
20	212		461
10	106		355

32



林業技術総合センター(新館)